

## 【正誤表】

『平成 25 年 3 月申告用 所得税 確定申告の手引』第 1 刷（平成 25 年 1 月 10 日発行）及び第 2 刷（平成 25 年 1 月 20 日発行）におきまして、以下の誤りがありました。お詫びして、訂正いたします。

（アンダーライン部分が訂正箇所です）

税務研究会出版局

### 627 ページ 中ほど、「繰越控除の手続」の項

誤	正
<p><b>繰越控除の手続</b> 純損失の金額、変動所得の金額の計算上生じた損失の金額及び被災事業用資産の損失の金額の繰越控除は、これらの損失の生じた年分の所得税について、これらの損失の金額に関する事項を記載した青色（損失）申告書を<u>期限内に提出（税務署長がやむを得ない事情があると認める場合には、期限後の青色（損失）申告書の提出を含む。）するとともに、その後の各年分の所得税について連続して確定申告書（必ずしも青色申告書であることを要しない。）を提出していなければ適用されません</u>（法 70④）。</p>	<p><b>繰越控除の手続</b> 純損失の金額、変動所得の金額の計算上生じた損失の金額及び被災事業用資産の損失の金額の繰越控除は、これらの損失の生じた年分の所得税について、これらの損失の金額に関する事項を記載した青色（損失）申告書を提出し、かつ、<u>その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用されます</u>（法 70④）。</p>